

轄に屬したり、實に成吉思汗崩御の前後より既に分國の形勢を確立せし蒙古領は、此等共通の事業に至りても亦各々自己の司とる區域を別ちたるものにして、創設の際にも互に相謀りて站を繼ぎ合せたると秘史の記載せるか如し然も此の如き相互連絡の性を有せる事業は、必らず同一の制度の下に行はれざる可からざるや明かにして、従かつて一方に於て使人行旅者等に與へたる特權は、他方に於て同様に之を享受し得ざる可からず、かゝる點に於て兩者の間に連絡を計るの方法如何なりしやについてはまた須らく注意せざる可からず、近時屢々學者によりて研究せられたる蒙古の牌なるものは、即ち一部かゝる目的の爲めに使用せられたるを見る、元史兵志站赤篇に『(太宗)四年五月諭隨路官員并站赤人等、使臣無牌面文字、始給馬之驛官及元差官、皆罪之、有文字牌面、而不給驛馬者、亦論罪、若係軍情急速、及送納顔色絲線酒食米粟段匹鷹隼、但係御用諸物、雖無牌面文字、亦驗數應付車牛』と記せり、耶律公神道碑はまた『時諸王貴戚、皆得自起驛馬、而使臣猥多、馬悉倒乏則豪奪民馬、以乘之、城廓道路、所至騷動、及其到館則需索百端、供饋稍緩、輒被箠撻、館人不能堪、公奏給牌割、仍定飲食分例、其弊始革』と記して元史述ふる所の、楚材の意見によりて行はれたるを説けり、抑も牌といひ牌札といひ或は金を以て或は銀を以て(其他のものもあり)作れるものは、決して蒙古の創造せし處にあらず、既に遼金等にも之を用ゐて勘合の用に供せしものにして蒙古はその故知を襲ひしものと云はざる可からず、即ち燕北錄に『銀牌有十三道上是番書朕字用金鍍銀成……或有緊急事宜、用此牌、帶在項上、於南北大王處抽發兵馬、餘事即不用』と云ひ、使遼錄に『銀牌形如方響、刻番書宜速二字、使者執牌馳馬、日行數百里、牌所至、如國主親到、需索更易、無敢違者』また燕北錄に『長牌七十二道上是番書勅走馬字……每遇下五京等處、取索物色、及進南朝野味鹿茸果子、以此牌帶、在腰間左邊走馬、木刻子牌約有一十二道